

平成 19 年新潟県中越沖地震による東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所での火災及び放射能漏れを受けた指示について(中間報告)

新潟県中越沖地震による東京電力株式会社柏崎刈羽原子力発電所での火災及び放射能漏れを受け、文部科学省科学技術・学術政策局原子力安全課原子力規制室から指示された原子炉施設、核燃料物質使用施設の消防活動の体制の点検および放射能漏れ等の事故についての報告体制の確認を実施した結果を報告します。

なお、柏崎刈羽原子力発電所の地震による影響の情報を集約しつつ報告内容の評価を行い、必要に応じた改善措置については別途報告をいたします。

対象拠点；東海研究開発センター原子力科学研究所、同センター核燃料サイクル工学研究所、大洗研究開発センター、人形峠環境技術センター、青森研究開発センターむつ事務所

報告の概要は、以下のとおりです。

1. 消防活動体制の点検結果

(1) 機構内体制

① 連絡体制

火災の 119 番通報は、火災の発見者が実施する場合と、発見者から当直長又は総務課長等経由で行う場合を確認した。また、通報連絡は、機構内規則等に基づき発災拠点から直接監督官庁、自治体に行くことを確認した。

② 初期消火体制

機構内規則等に基づき発見者等による初期消火、自衛消防隊や事故時の消防班による消火活動を行うことを確認した。

③ 自衛消防隊

機構内規則等に基づき自衛消防隊が設置されていることを確認した。

(2) 地元消防との連携

点検対象のほぼ全拠点で、地元自治体消防との覚書を締結し、各拠点の状況に応じ適宜の情報交換や合同訓練の実施など必要な対応を行っていることを確認した。

(3) 消防設備の設置状況

消防法に基づく設備の設置と火災発生時対応に必要な設備を設置していることを確認した。

(4) 消防資機材の点検

消防法に基づく消火設備の点検を、定期的実施していることを確認した。

(5) 教育訓練

機構内規則等に基づき非常事態総合訓練、火災対応訓練、通報連絡訓練等を計画し、定期的実施していることを確認した。また、定期的に自衛消防隊等の訓練が実施されていることを確認した。

2. 放射能漏れ等の事故についての報告体制の確認結果

(1) 機構内体制

機構内規則等に基づき休日・夜間を含め事故通報を行う体制が整備されていることを確認した。発災拠点の事故の発見者から通報連絡責任者に通報し、発災拠点の通報連絡責任者等から直接監督官庁、自治体に通報することを確認した。また、事故発生時には、緊急招集設備により関係者が一斉招集されることを確認した。

(2) 連絡資機材の状況

連絡資機材として固定電話、内線 PHS、携帯電話や FAX などが適切に設置され、定期的点検されていることを確認した。

(3) 教育・訓練

機構内規則等に基づき事故時対応訓練が計画的に実施していることを確認した。

以上